

議案第58号

債権の放棄について（水道局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の各号の表に掲げる水道料金及び工業用水道料金に係る債権10件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 水道料金及び工業用水道料金に係る債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 次の各号に掲げる債権の内容ごとに、当該各号の表の放棄の理由欄に掲げる理由により、当該各号の表の債権の額欄に掲げる金額の合計金 3,878,939 円及びこれらに対する遅延損害金を放棄するもの

(1) 水道料金に係る債権

	放棄の理由	件数	債権の額
1	債務者らについて民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続が終了しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため	5 件	金2,062,446円
2	債務者らの所在が不明であり、又は債務者らの営業実態がないことから当該債務を弁済することができる見込みがなく、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため	4 件	金740,007円

(2) 工業用水道料金に係る債権

	放棄の理由	件数	債権の額
1	債務者について民事再生法に基づく再生 手続が終結しており、当該債権の弁済を 受けることができる見込みがないため	1 件	金1,076,486円

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者らに対する水道料金及び工業用水道料金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。